

**【重要】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
(令和5年9月15日厚生労働省公表)**

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省より「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」が公表されました。内容について一部を抜粋しご案内いたします。お手数ですが、ご一読頂きますようお願いいたします。なお、算定要件等の情報詳細につきましては下記リンクよりご確認頂けます。

厚生労働省ホームページ

(新型コロナウイルス感染症に関する10月以降の見直し等について：令和5年9月15日厚生労働省公表)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001147042.pdf>

	9月までの取扱い	10月以降の対応
治療薬	コロナ治療薬の費用は全額公費支援(外来・入院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の疾病との公平性の観点も踏まえ、<u>自己負担なしの扱いから、一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続。</u></li> <li>自己負担の上限額は、医療費の自己負担割合に応じて段階的に、<u>1割の方：3,000円、2割の方：6,000円、3割の方：9,000円とする。</u>3割の方でも、重症化予防効果のあるラゲブリオ等の薬価(約9万円)の1割程度(9,000円)にとどまるように見直す。</li> </ul>
入院医療費	高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナの入院期間は、5類移行後、インフルエンザとほぼ同様な状態に近づいている。 ※平均入院日数 コロナ：約10日⇒約7日、インフル：約6日 一方で、診療報酬上の特例加算は見直されているものの、インフルエンザとはまだ差がある状況。</li> <li>他の疾病との公平性の観点も踏まえ、入院医療費については、<u>高額療養費制度の自己負担限度額から1万円の減額に見直して公費支援を継続。</u></li> </ul>

**【 ※ プログラム更新・マスタ 更新について ※ 】**

・ プログラム更新処理後、マスタ 更新を実施下さい。

プログラム更新画面にて、一番上の「提供されている最新の状態でした」項目の提供日が 令和5年7月26日以降となっている事、「提供日 令和5年 9月28日」の処理状態が「済」となっている事をご確認下さい。

**※WEBORCA をご利用の医療機関様は上記プログラム更新は不要です (行えません)※**

提供日	処理状態	
R 5. 9. 28		提供されている最新の状態でした。
R 5. 9. 28	済	第45回 令和 5年 9月28日

マスタ 更新JOB管理画面の 処理開始日付・処理終了日付が9月28日以降の日となっている事をご確認下さい。

処理名	処理開始	時間	処理終了	時間	
標準提供マスタ	R 5. 9. 28	23:51:14	R 5. 9. 28	23:51:41	R 5. 9. 2
ライセンスマスタ	R 5. 9. 28	23:51:14	R 5. 9. 28	23:51:44	R 5. 9. 2

【掲載資料】 ※ 弊社新着情報よりダウンロード頂けます。

- ・ 2023年10月新型コロナ入院対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて令和5年秋以降の対応(入外共通)

新型コロナウイルス感染症の特例の見直しにより、マスタの新設、点数変更、廃止が行われます。

【新設マスタ】

10月1日より算定可能な診療行為マスタ

マスターコード	マスター名称	点数
113046250	特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）（10月以降）	147点
113046350	療養情報提供加算（特例）（10月以降）	100点
113046650	夜間・早朝等加算（特例）（10月以降）	50点
113046750	看護配置加算（1日につき）（特例）（10月以降）	50点
180070850	院内トリアージ実施料（在宅）（緊急往診等）（特例）（10月以降）	300点
180070950	院内トリアージ実施料（オンライン）（特例）（10月以降）	300点

【点数変更】 10月1日より点数が変更となる診療行為マスタ

マスターコード	マスター名称	9/30まで	10/1から
114056450	在宅移行管理加算（特例）	250点	100点
114056650	長時間訪問看護・指導加算（緊急）（特例）	520点	208点
114056750	長時間訪問看護・指導加算（特例）	260点	104点
180070150	救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）	2,850点	950点
180070350	長時間精神科訪問看護・指導加算（緊急）（特例）	520点	208点
180070450	長時間精神科訪問看護・指導加算（特例）	260点	104点

【廃止マスタ】 9月30日で廃止となる診療行為マスタ ※ 10月1日以降算定不可。

マスターコード	マスター名称	点数
113045350	院内トリアージ実施料（特例）	300点
113045450	特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）	147点
113045550	特定疾患療養管理料（100床未満・療養指導）（特例）	147点
113045850	救急医療管理加算1（入院調整）（特例）	950点
113046070	乳幼児加算（救急医療管理加算）（入院調整）（特例）	400点
113046170	小児加算（救急医療管理加算）（入院調整）（特例）	200点
180070050	救急医療管理加算1（緊急の往診等）（特例）	950点
180070250	救急医療管理加算1（オンライン）（特例）	950点

※ 算定要件等については本案内1ページ目の、厚生労働省ホームページ「(新型コロナウイルス感染症に関する10月以降の見直し等について：令和5年9月15日厚生労働省公表)」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001147042.pdf>

※ 弊社へのメールアドレス未登録の医療機関様 ※

webinfo@pop-c.co.jp へ下記内容の送信をお願い致します。弊社からの案内についてメールにて配信させて頂いております。リンクアドレスへの簡易アクセス等の利便性も向上しますので是非ご活用ください。

当FAXについてメールにて再送希望の医療機関様は、webinfo@pop-c.co.jpまで再送希望の旨記載の上、ご連絡をお願い致します。

メール送信内容 ・タイトル：（メールアドレス登録、等）、本文：医療機関名・ご担当者名（登録・記録上必要となりますので、ご協力お願い致します）